

(3) 進学率、就職率

① 生活保護世帯の進学率、就職率

本県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で、95.0%となっており、県全体の進学率 98.9%に比べ、3.9 ポイント低くなっています。高等学校等卒業後の進学率も 37.2%と県全体の進学率 72.9%に比べ、35.7 ポイント低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年で、0.5%となっており、高等学校等卒業後の就職率は、49.0%となっています。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、2023（令和5）年で2.5%となっており、県全体の中退率 1.6%を 0.9 ポイント上回っています。

図表－ 74 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	生活保護世帯	94.8%	94.1%	94.9%	92.6%	95.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	生活保護世帯	0.9%	0.5%	1.0%	0.9%	0.5%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	生活保護世帯	28.5%	32.6%	35.5%	33.3%	37.2%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	生活保護世帯	54.7%	54.7%	50.3%	47.4%	49.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出

※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

図表－ 75 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯	4.7%	3.6%	2.4%	3.8%	2.5%
県	2.1%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

本県の児童養護施設^(注7)入所児童の中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で100.0%となっており、県全体の進学率の 98.9%に比べ 1.1 ポイント高くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率は 40.0%と、県全体の進学率の 72.9%に比べ 32.9 ポイント低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年は 0.0%、高等学校卒業後の就職率は 60.0%となっています。

(注7) 保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

図表- 76 児童養護施設入所児童の進学率, 就職率

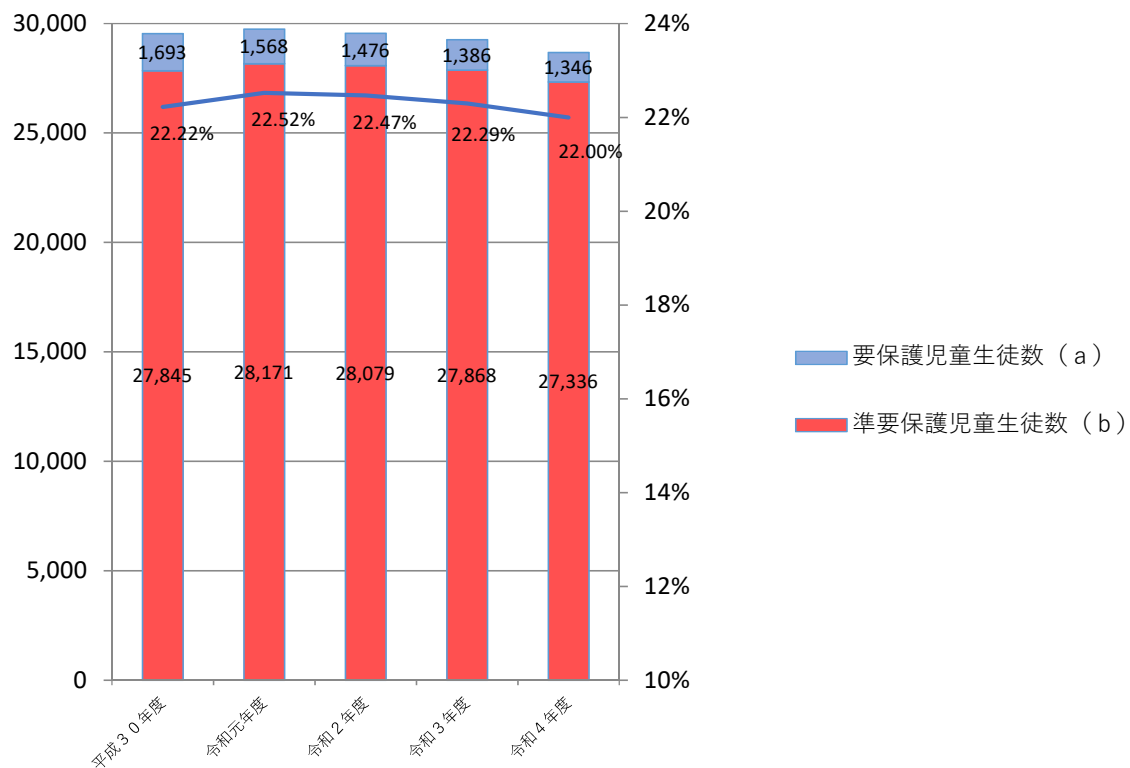
			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	施設入所児童	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	施設入所児童	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	施設入所児童	34.2%	21.1%	31.7%	22.9%	40.0%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	施設入所児童	65.8%	78.9%	65.9%	77.1%	60.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：施設入所児童は子ども福祉課調べ（各年3月末現在の状況）、県全体は文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出
 ※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

(4) 就学援助

就学援助^(注8)を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、2018（平成30）年度は、29,538人であり、公立小中学校児童生徒数（132,921人）の22.22%でしたが、2022（令和4）年度は、28,682人と、公立小中学校児童生徒数（130,387人）の22.00%となっており、公立小中学校児童生徒数、要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計及び就学援助率はわずかながら減少しています。

図表- 77 要・準要保護児童生徒数の推移



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(注8) 学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が実施する必要な援助

(5) 「かごしま子ども調査」調査結果

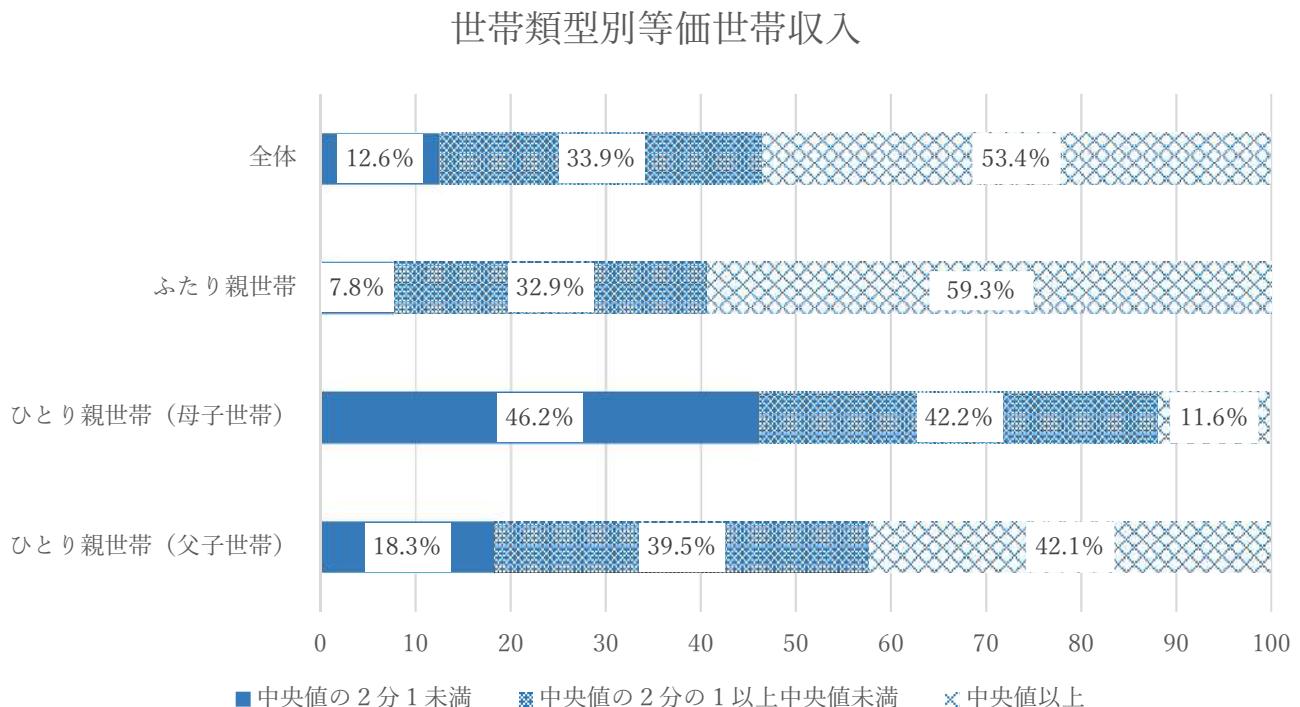
① 世帯類型と所得類型

2023（令和5）年度に県が実施した「かごしま子ども調査」の回答者を「等価世帯収入」による分類を行った結果、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1（118.75万円）未満」の世帯に該当するのは12.6%、「中央値の2分の1以上中央値（237.5万円）未満」の世帯に該当するのは33.9%、「中央値以上」の世帯に該当するのは53.4%となりました。

世帯の状況別に等価世帯収入の水準をみると、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、「ひとり親世帯」のうち「母子世帯」では、46.2%となっています。

等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯と「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯を合算すると、「ひとり親世帯」の「母子世帯」では88.4%と約9割近くを占めています。

図表- 78 かごしま子ども調査結果（等価世帯収入の水準）



資料：かごしま子ども調査（保護者票問28）

② 保護者の就労状況

「かごしま子ども調査」に回答した保護者の就労形態をみると、父親については、ふたり親世帯と比べて父子世帯の父親は、正規雇用の割合が低く、「嘱託・契約社員・派遣社員」や「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」、「自営業」の割合が高い状況となっています。

母親については、ふたり親世帯と比べて母子世帯の母親は、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況となっています。母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用が53.8%と5割以上を占めていますが、ふたり親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は低くなっています。

図表- 79 かがしま子ども調査結果（保護者の就労状況）

	正社員・ 正規職 員・会社 役員	嘱託・契 約社員・ 派遣職員	パート・ アルバイト・日雇 い・非常 勤職員	自営業 （家族従 事者、内 職、自由 業、フリ ーランス を含む。）	働いてい ない（専 業主婦／ 専業主夫 を含む。）	分からな い	いない	無回答
父親（全体）（％）	74.8	1.3	0.8	12.4	0.9	1.3	7.2	1.2
母親（全体）（％）	34.5	5.4	40.9	8.5	9.5	0.3	0.7	0.2
父親（ふたり親世 帯）（％）	83.0	1.4	0.8	13.6	1.0	0.2	0.0	0.0
父親（父子世帯） （％）	71.4	2.9	5.7	14.3	5.7	0.0	0.0	0.0
母親（ふたり親世 帯）（％）	32.2	5.1	43.2	9.2	10.3	0.0	0.0	0.0
母親（母子世帯） （％）	53.8	8.1	28.1	4.6	4.6	0.5	0.2	0.0

資料：かがしま子ども調査（保護者票問9）

③ 暮らしの状況

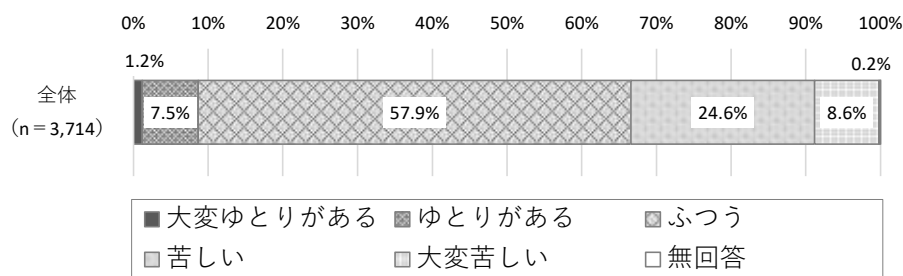
現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変ゆとりがある」が1.2%、「ゆとりがある」が7.5%、「ふつう」が57.9%となっており、合わせた割合は66.6%となっています。一方で、「苦しい」は24.6%、「大変苦しい」は8.6%となっており、合わせた割合は33.2%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値以上」の世帯では19.0%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では、45.2%、「中央値の2分の1未満」の世帯では61.9%であり、収入の低さに応じて割合が高くなっています。

世帯の状況別にみると、「ふたり親世帯」では30.5%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「ひとり親世帯」では52.8%となっており、ひとり親世帯の約5割の世帯で生活が苦しいと感じているようです。

今回調査と「令和3年子供の生活状況調査の分析」（以降、「内閣府調査」という。）を比較すると、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、内閣府調査の全体で25.3%であり、今回調査(33.2%)が7.9%高くなっています。

図表- 80 かごしま子ども調査結果（暮らしの状況についての認識）



上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合(%)	33.2	19.0	45.2	61.9	30.5	52.8	54.5
	25.3	9.0	36.8	57.1	21.5	51.8	53.3

資料：かごしま子ども調査（保護者票問27）

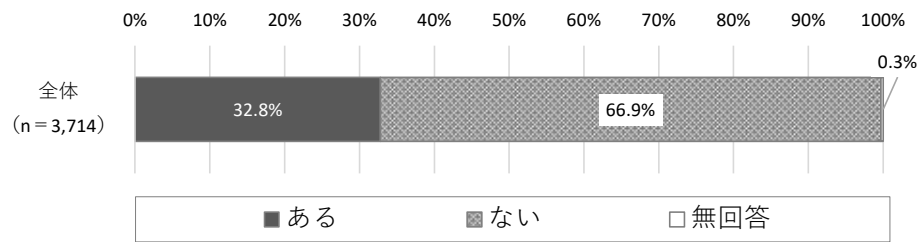
④ 子どもの学習意欲に応えられなかった経験

経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無については、「ある」が32.8%、「ない」が66.9%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「ある」と回答した割合が、「中央値以上」の世帯では22.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では42.1%、「中央値の2分の1未満」の世帯では54.4%となっています。

世帯の状況別でみると、「ある」と回答した割合が、「ふたり親世帯」では30.7%、「ひとり親世帯」では48.3%、うち「母子世帯」のみでは、49.7%となっています。

図表－ 81 かごしま子ども調査結果（経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無）



上段：今回調査 下段：前回調査	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「ある」と回答した割合 (%)	32.8	22.0	42.1	54.4	30.7	48.3	49.7
	34.1	20.7	43.5	55.2	32.2	47.4	49.6

資料：かごしま子ども調査（保護者票問23）

⑤ 食料・衣服が買えなかった経験、公共料金の未払いについて

過去1年間に必要とする「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、過去1年間で経済的な理由で「公共料金の未払い」が生じている割合は、全国に比べて高いです。特に、収入水準が低い世帯やひとり親世帯で生じている割合が高いです。

図表－ 82 かごしま子ども調査結果（過去1年間に必要とする食料や衣服が買えなかった経験、過去1年間で経済的な理由で公共料金の未払いの経験が「あった」と回答した割合）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
食料が買えなかった経験 (%)	24.1	12.3	32.6	51.1	21.7	40.3	41.4
	11.3	1.9	15.0	37.7	8.5	30.3	32.1
衣服が買えなかった経験 (%)	27.3	14.9	36.8	53.7	24.8	45.6	47.2
	16.3	4.2	23.0	45.8	13.1	38.9	41.0
公共料金の未払い (%)	8.5	2.8	12.2	23.0	7.2	17.0	17.7
	5.7	0.9	7.1	20.7	4.3	16.2	16.4

資料：かごしま子ども調査（保護者票問 29、問 30、問 31）

⑥ 支援制度・居場所等の利用状況について

支援制度・居場所等の利用状況について、全国に比べて「利用したことがある」の割合が高いです。一方、全国に比べて収入の水準が最も低い世帯やひとり親世帯では、「勉強を無料でみてくれる場所」や「何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む。）を利用したことがある」の割合が低いです。

図表－ 83 かごしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用状況について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	利用したことがある	あれば利用したいと思う	今後も利用したいと思わない	今後利用したかどうか分からない	無回答
ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など） (%)	9.9	26.9	22.9	39.8	0.5
	2.8	20.1	40.7	33.6	2.8
勉強を無料でみてくれる場所 (%)	5.5	32.5	23.9	37.6	0.5
	4.1	37.7	28.8	26.8	2.6
	3.0	14.8	33.7	48.0	0.6

何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)(%)	2.7	15.9	39.7	39.1	2.6
----------------------------------	-----	------	------	------	-----

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 17-a, 問 17-b, 問 17-c）
「利用したことがある」と回答した割合

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）(%)	9.9	7.4	10.0	10.0	8.5	9.1	9.5
	2.8	2.3	3.6	3.4	2.4	6.7	7.0
勉強を無料でみてる場所(%)	5.5	5.5	5.3	8.9	5.7	6.1	6.1
	4.1	3.0	4.3	9.5	3.4	9.8	10.8
何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)(%)	3.0	2.6	3.4	3.1	2.9	2.9	3.2
	2.7	1.9	3.3	4.6	2.3	6.1	5.6

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 17-a, 問 17-b, 問 17-c）

⑦ 支援制度・居場所等の利用による変化について

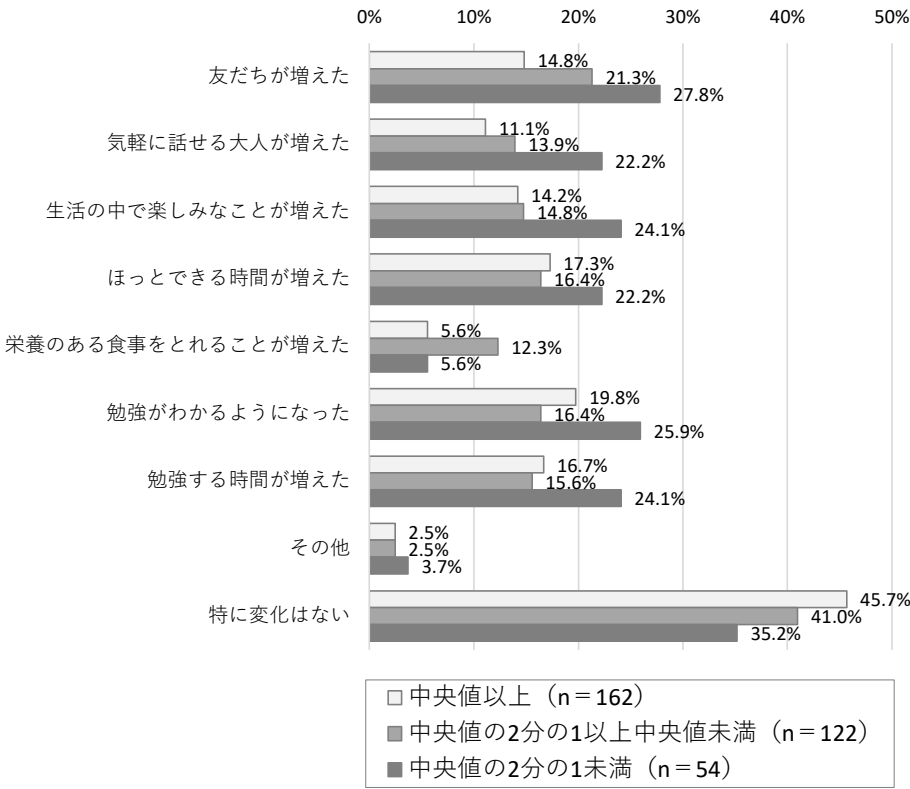
いずれかの支援制度・居場所等を利用したことがある場合に、利用による変化をどのように考えているかについて尋ねたところ、「特に変化はない」以外の回答では、「友だちが増えた」が16.5%、「ほっとできる時間が増えた」が13.9%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が12.8%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、他の世帯と比べて「特に変化はない」の割合が低くなっており、「友だちが増えた」が27.8%、「気軽に話せる大人が増えた」が22.2%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が24.1%と、割合が高くなっています。

図表－84 かごしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用による変化について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみなことが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強が分かるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
利用による変化(%)	16.5	10.9	12.8	13.9	6.1	11.7	12.5	1.8	34.3	21.9
	21.5	15.9	29.9	26.3	5.7	15.0	21.5	7.3	33.8	5.7

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 18）



資料：かごしま子ども調査（中学生票問18）

4 子どもの状況

(1) 学習状況

① 全国学力・学習状況調査

2024（令和6）年度の全国学力・学習状況調査における、本県の平均正答数は、小学校6年生の国語、算数は全国の平均正答数とほぼ同等であり、中学3年生の国語、数学は全国の平均正答数をやや下回っています。

図表－ 85 全国学力・学習状況調査結果

学年	令和6年度				令和5年度			
	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差
小学校 (6年)	国語	9.6 問 /14 問	9.5 問 /14 問	0.1 問	国語	9.4 問 /14 問	9.4 問 /14 問	0.0 問
	算数	10.0 /16 問	10.1 問 /16 問	▲0.1 問	算数	9.8 問 /16 問	10.0 問 /16 問	▲0.2 問
中学校 (3年)	国語	8.4 問 /15 問	8.7 問 /15 問	▲0.3 問	国語	10.5 問 /15 問	10.5 問 /15 問	0.0 問
	数学	8.0 問 /16 問	8.4 問 /16 問	▲0.4 問	数学	7.2 問 /15 問	7.6 問 /15 問	▲0.4 問

資料：県教育庁調べ

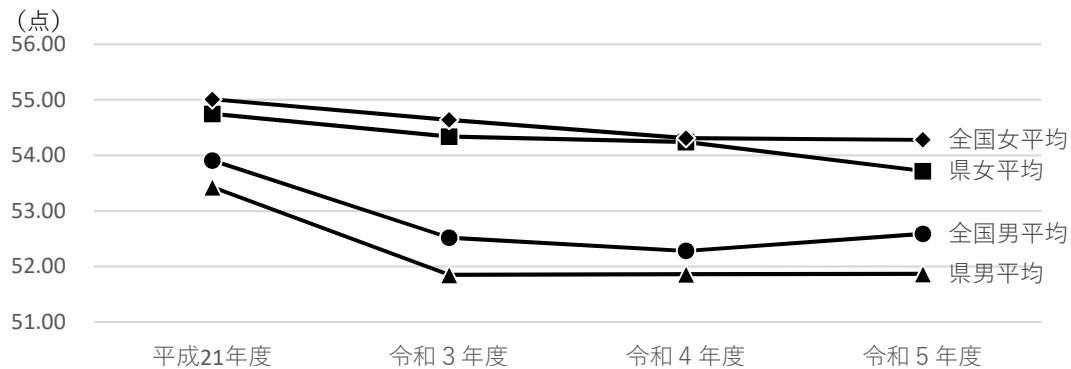
(2) 体力

① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や運動能力は、国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、近年、全国、本県ともに低下傾向です。

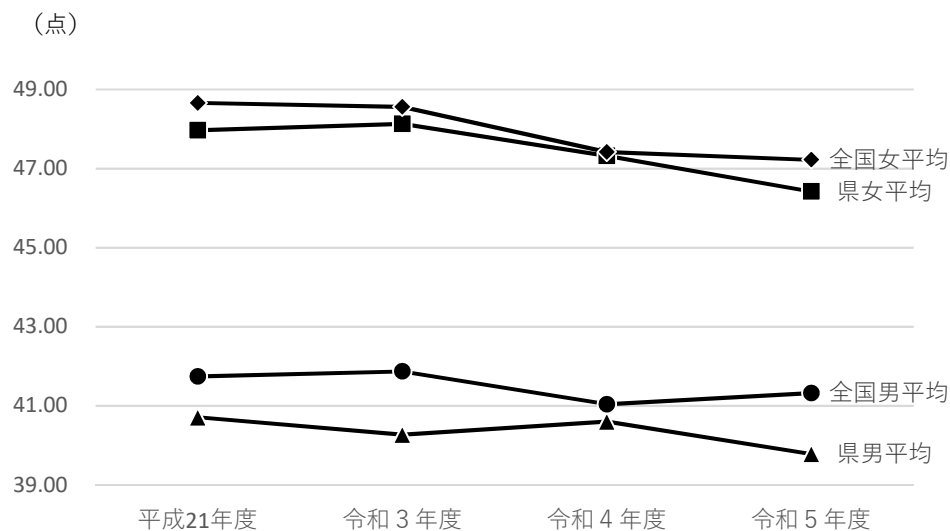
同調査の本県の児童生徒の体力合計点は、全国平均に達していない状況です。

図表－ 86 体力合計点の経年比較（小学校）



資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

図表－ 87 体力合計点の経年比較（中学校）



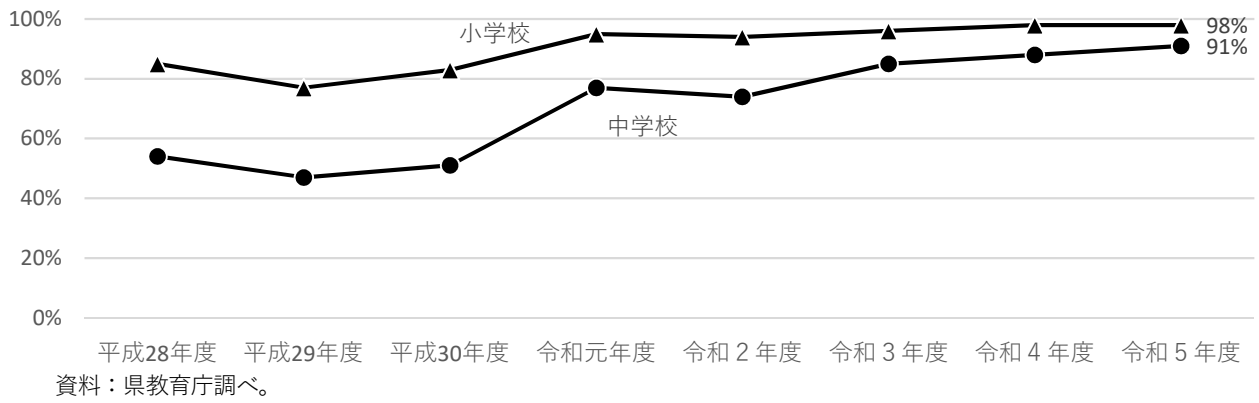
資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

② チャレンジかごしま^(注9)

体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組等により、公立小・中学校等の「一校一運動」の実施率は100%となっており、また「チャレンジかごしま」への参加率は、小学校98%、中学校91%と近年上昇しています。

(注9) 本県の児童生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて体育・保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において連続縄跳び、長縄8の字連続跳び、短縄跳び、一輪車リレー、連続馬跳び、手つなぎ横とび等の種目（小学校6種目、中学校4種目）を行い、体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

図表- 88 チャレンジかごしまへの参加率の推移

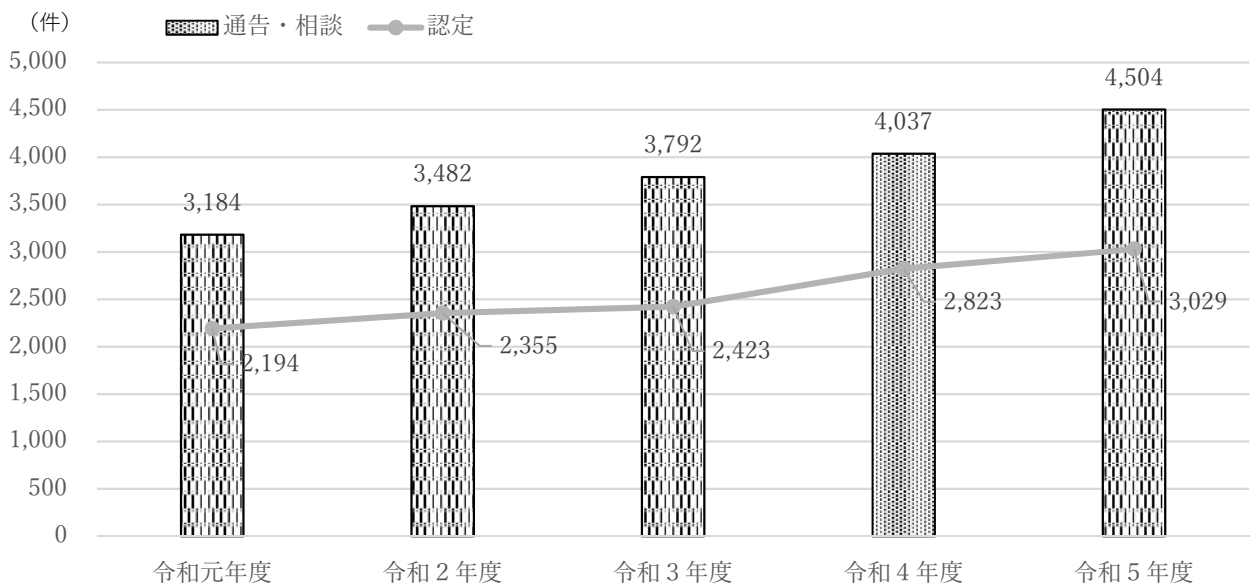


(3) 児童虐待

本県における児童虐待の状況をみると、2019（令和元）年度は通告・相談 3,184 件，認定 2,194 件でした。2023（令和 5）年度は通告・相談 4,504 件，認定 3,029 件となっており，2019（令和元）年度と比較するといずれもおおよそ 1.4 倍に増加しています。

また，児童相談所が認定した児童虐待を種類別に見ると，心理的虐待が最も多く，次いで身体的虐待，ネグレクトの順になっています。

図表－ 89 本県における児童虐待認定件数等の推移



資料：県子ども福祉課調べ（児童相談所分と市町村分を合わせた値）

図表－ 90 本県における児童虐待種類別件数の推移（児童相談所分のみ）

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和元年度	242	258	16	1,180	1,696
令和2年度	349	249	11	1,408	2,017
令和3年度	364	241	18	1,491	2,114
令和4年度	421	197	15	1,790	2,423
令和5年度	468	266	30	1,891	2,655

資料：県子ども福祉課調べ

(4) 安心・安全

① 声掛け事案

本県の2023（令和5）年の子どもへの声掛け事案等件数は518件となっており、前年の488件より増加しています。

図表－91 子ども（中学生以下）への声掛け事案等の発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生状況（件）	376	403	471	488	518

資料：鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議「令和6年度県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動実施要綱」

② 交通事故

本県の2023（令和5）年の交通事故死者数は1人と、前年と同数となっています。

交通事故負傷者数は、157人と前年の111人より46人増加しています。

図表－92 交通事故死傷者数の推移

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死者数	幼児	0	1	0	0	0	0	1
	小学生	0	0	2	0	1	1	0
	中学生	0	0	0	0	1	0	0
	合計	0	1	2	0	2	1	1
負傷者数	幼児	71	54	52	35	33	11	26
	小学生	134	117	97	104	80	61	85
	中学生	99	67	49	64	48	39	46
	合計	304	238	198	203	161	111	157

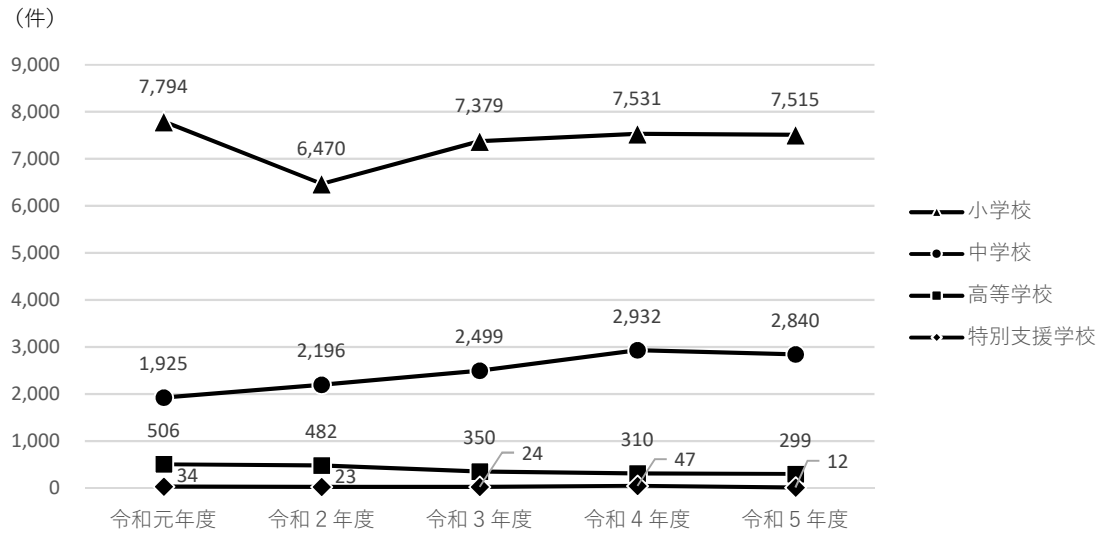
資料：交通事故統計分析表

③ いじめ

ア いじめの認知件数

2023（令和5）年度の本県公立学校のいじめの認知件数は10,666件となっています。本県では「県いじめ防止基本方針」に基づき、「1件でも多く発見し、それらを解消する」よう指導してきており、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知するよう取り組んでいるところです。

図表- 93 いじめ認知件数の推移

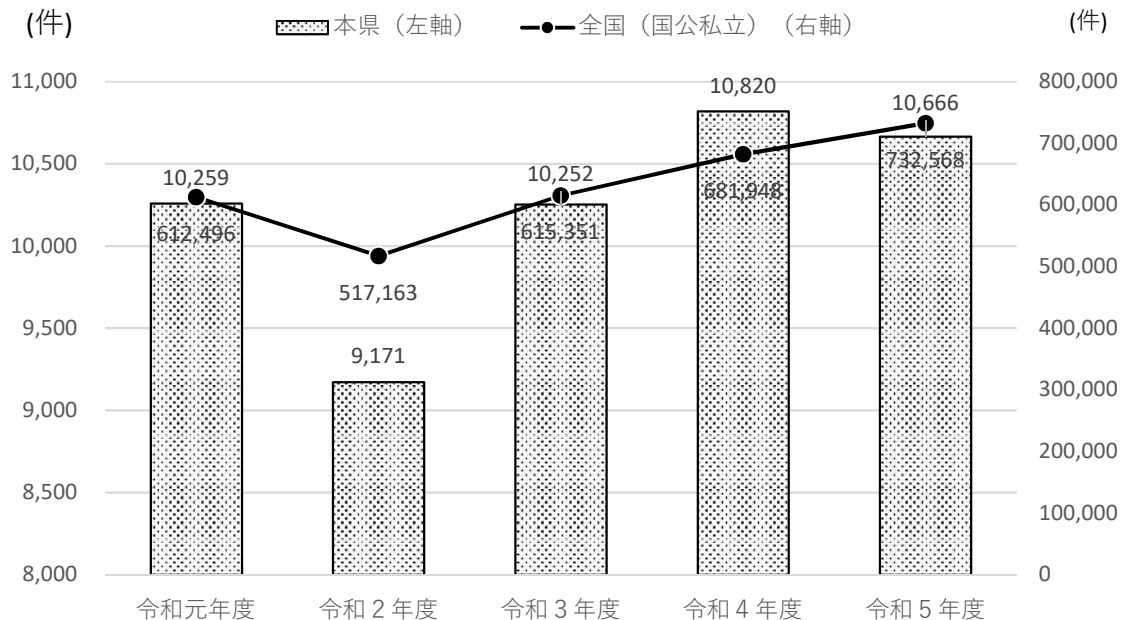


資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

イ 全国との比較

本県におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は10,666件と2019（令和元）年度（10,259件）の約1.04倍です。全国におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は732,568件と2019（令和元）年度（612,496件）の約1.2倍となっています。

図表－94 いじめ認知件数の全国比較



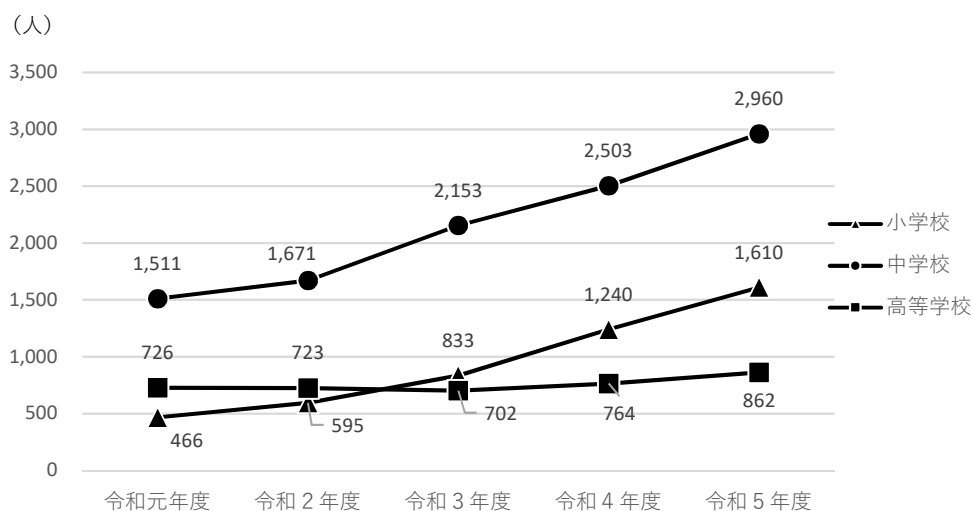
資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

④ 不登校

ア 不登校の児童生徒の人数

2023（令和5）年度の本県公立学校の不登校の児童生徒の人数は5,432人となっており、前年度の4,507人より増加しています。

図表－95 不登校の状況

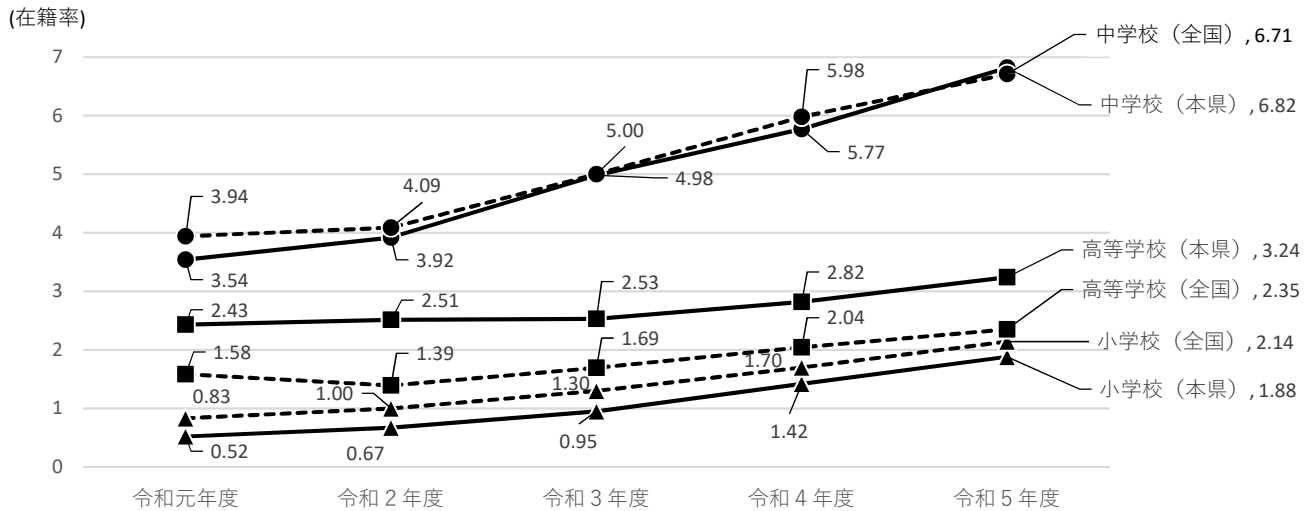


資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

イ 全国との比較

2023（令和5）年度は、小学校は全国よりも低くなっているのに対し、中学校及び高等学校は全国より高くなっています。

図表－96 不登校の児童生徒の全国比較



資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」。在籍率＝不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

⑤ スクールソーシャルワーカー（注10）

本県の2023（令和5）年のスクールソーシャルワーカー数は99人となっており、前年の93人より増加しています。

図表－97 スクールソーシャルワーカー数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
スクールソーシャルワーカー数（人）	86	86	93	99

資料：県教育庁調べ

※県雇員人数，委託町村人数，単独実施自治体人数の総数

⑥ ヤングケアラー（注11）

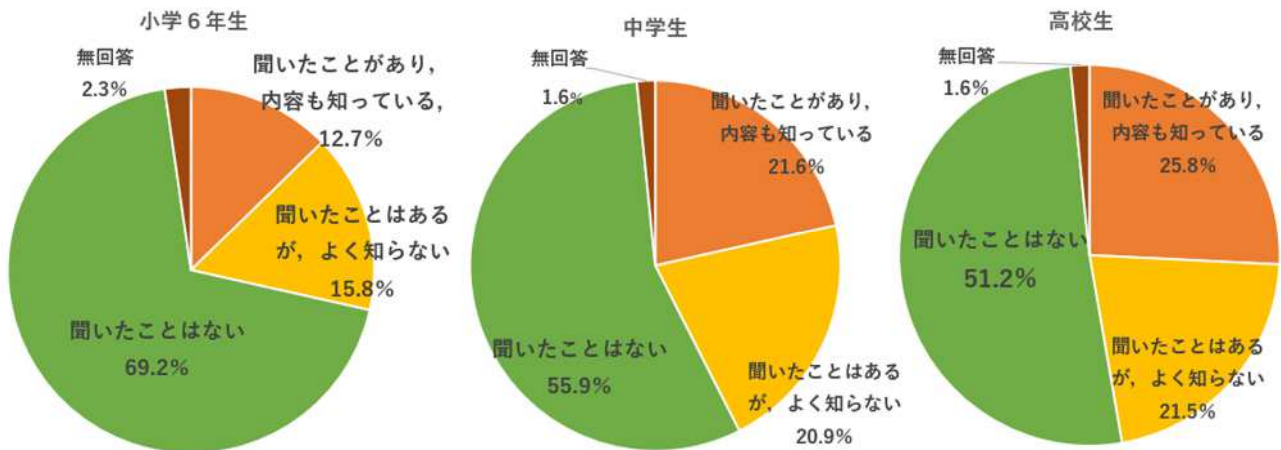
ア ヤングケアラーの認知度

2022（令和4）年度実施の「ヤングケアラー実態調査」によると、ヤングケアラーという言葉で「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答したのは、小学6年生は12.7%，中学生は21.6%，高校生は25.8%だったのに対し、「聞いたことがない」と回答したのは、小学6年生は69.2%，中学生は55.9%，高校生は51.2%となっています。

（注10）問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者

（注11）家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

図表- 98 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるか

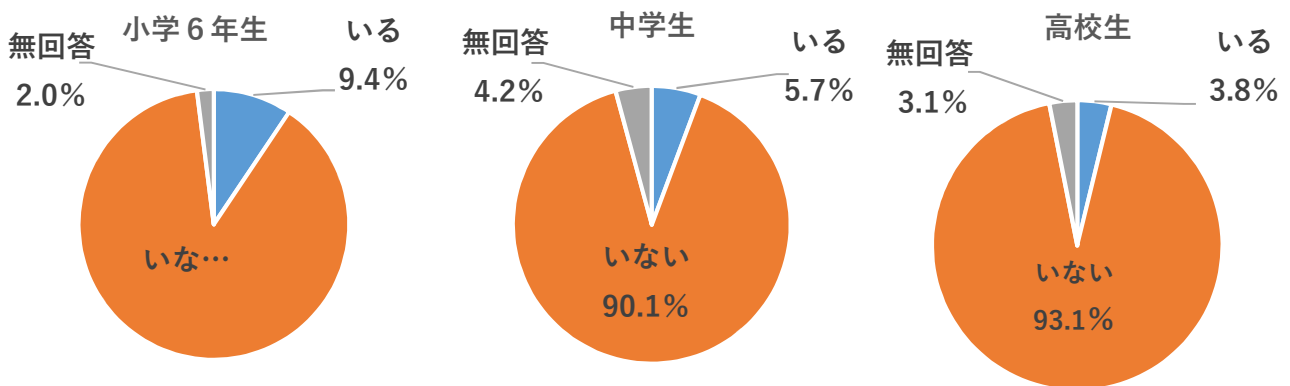


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果①①）

イ 世話をしている家族の有無

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生は9.4%、中学生は5.7%、高校生は3.8%となっています。

図表- 99 家族の中で世話をしている人はいるか

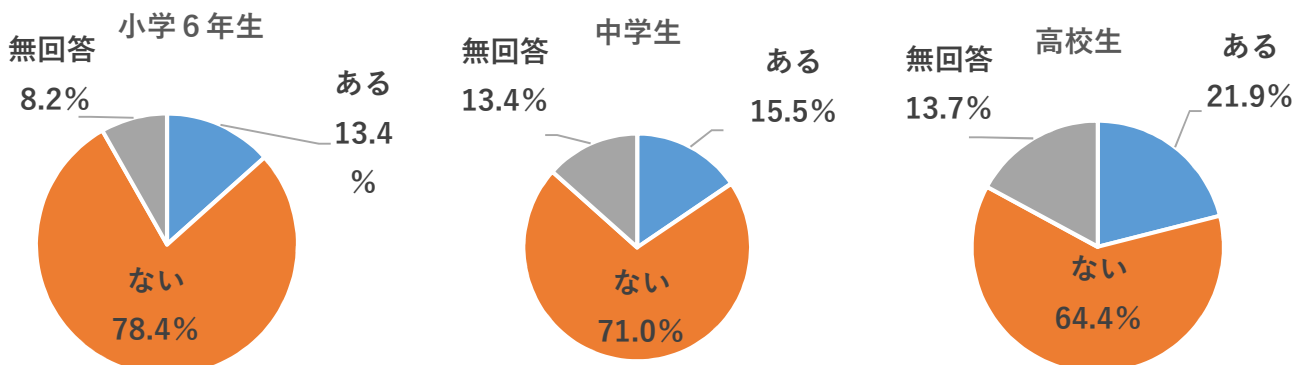


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果①）

ウ 相談経験の有無

世話をしている家族がいると回答した中で、相談した経験が「ある」と回答したのは、小学6年生は13.4%、中学生は15.5%、高校生は21.9%だったのに対し、相談した経験が「ない」と回答したのは、小学6年生は78.4%、中学生は71.0%、高校生は64.4%となっています。

図表- 100 世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはあるか

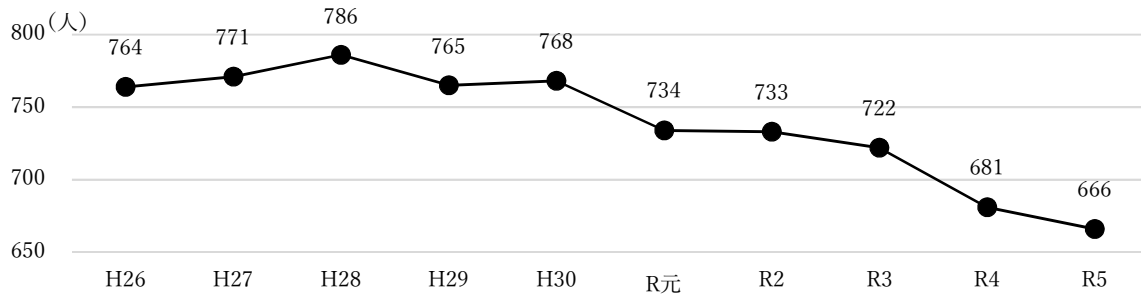


⑦ 社会的養育

ア 代替養育を受けている子ども

本県の代替養育を受けている子ども数（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム^(注12)に措置されている子どもの数）は、平成28年度以降減少しており、2023（令和5）年度は666人となっています。

図表－101 代替養育を受けている子ども数の推移（年度末時点）



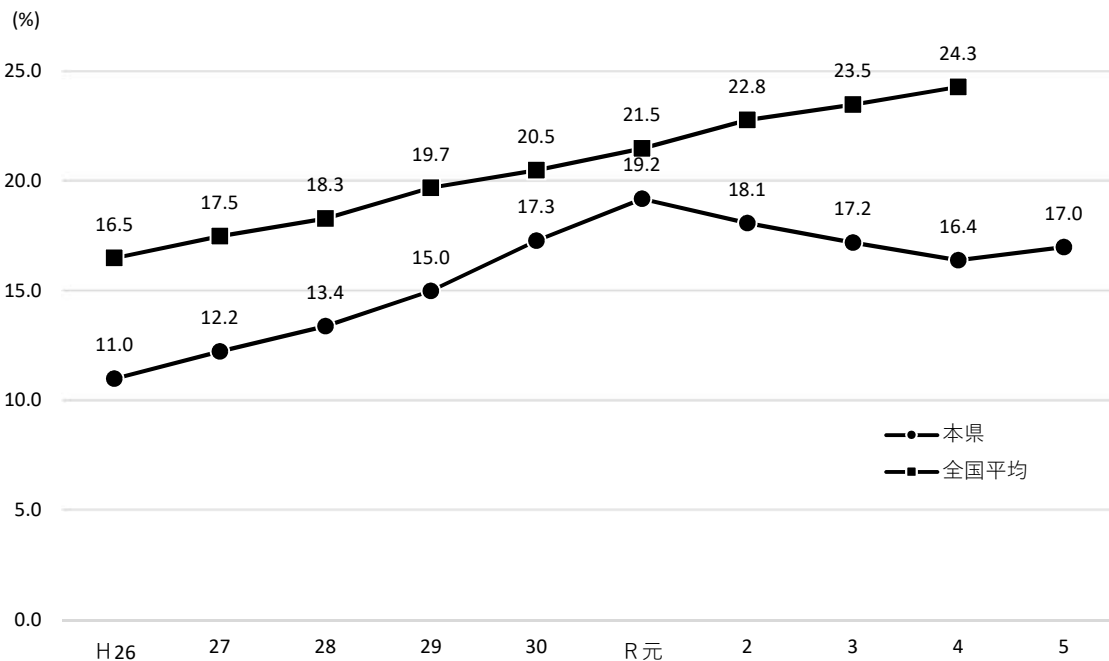
資料：県子ども福祉課調べ

イ 里親

本県の里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち、里親、ファミリーホームに委託されている子ども数の割合）については、2023（令和5）年度が17.0%と2014（平成26）年度の約1.5倍となっています。

2021（令和3）年度の全国の里親等委託率は23.5%と、本県を6.3ポイント上回っています。

図表－102 本県の里親等委託率の推移



資料：県児童相談所調べ。全国平均は、厚生労働省「福祉行政報告例」によるものであり、令和5年度については未公表（令和7年1月末現在）

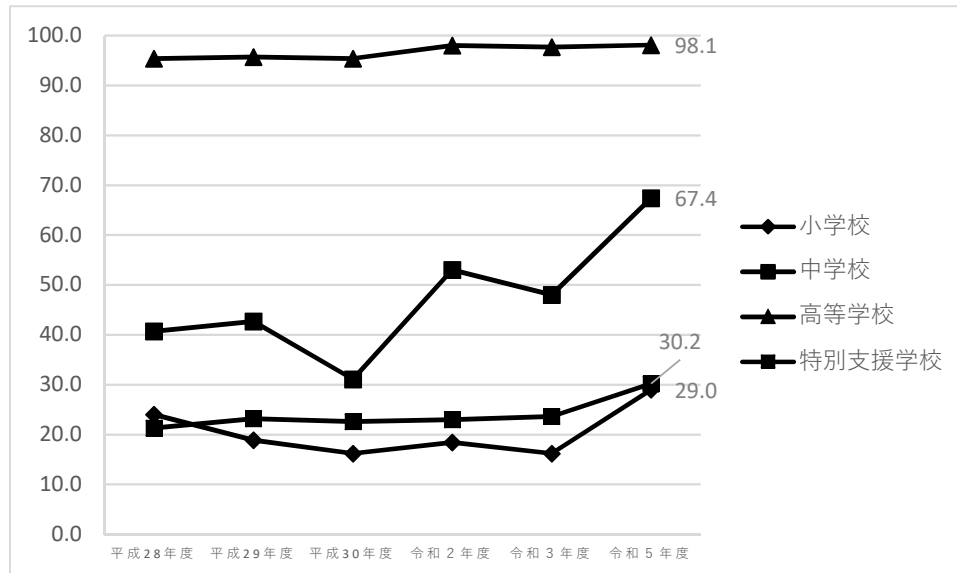
（注12）里親や児童養護施設等で養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度

(5) 携帯電話, スマートフォン

① 携帯電話, スマートフォンの所有率

携帯電話, スマートフォンについては, 2023 (令和5) 年度現在, 本県の小学生の 29.0%, 中学生の 67.4%, 高校生の 98.1% が所有しています。

図表- 103 自分専用の携帯電話 (スマートフォンを含む) 所持率

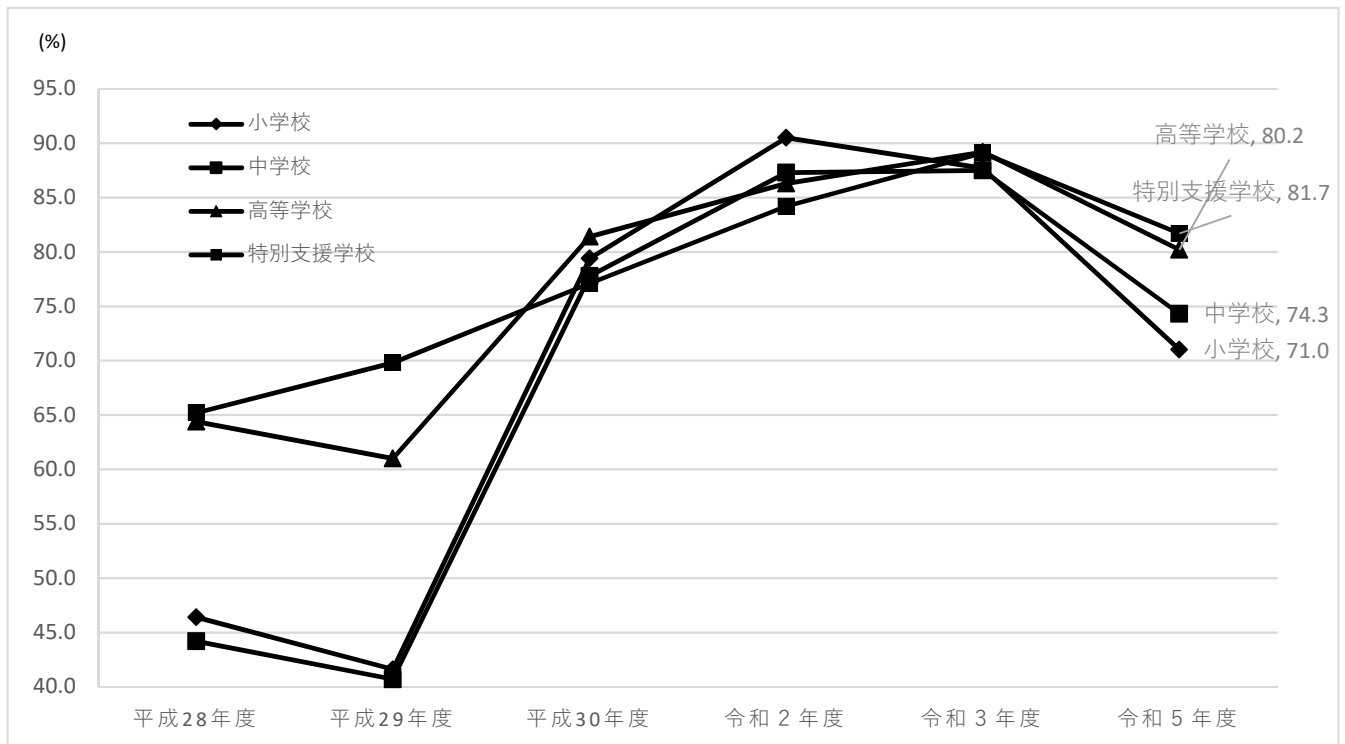


資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。平成30年度及び令和3年度については、保護者対象調査。令和元年度及び令和4年度は調査なし。

② 携帯電話、スマートフォンのフィルタリング設定率

携帯電話、スマートフォンのフィルタリングについては、2023（令和5）年度現在、本県の小学生の71.0％、中学生の74.3％、高校生の80.2％が設定しています。

図表－104 自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）所持者のフィルタリング設定率



資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。平成30年度及び令和3年度については、保護者対象調査。令和元年度及び令和4年度は調査なし。

③ 学校以外でのインターネット利用

インターネットの利用に関し、いずれの学校種においても、「インターネットを長時間利用していると感じている」割合が児童生徒、保護者ともに他の項目に比べて最も多く、また、小学校から高等学校にかけて徐々に増加しています。

図表－105 インターネットの利用に関して感じていること

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
インターネットを長時間利用していると感じている。(%)	R 5(児・生)	34.8	50.1	50.7	32.1
	R 3(保護者)	15.5	26.5	30.6	16.0
	R 2(児・生)	12.6	25.2	37.8	14.6
サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中できないことがある。(%)	R 5(児・生)	6.7	12.7	12.3	3.2
	R 3(保護者)	3.1	13.6	14.6	1.3
	R 2(児・生)	3.4	11.5	16.8	2.7
インターネットの利用を制限されると、イライラしたり落ち着かなかったりすることがある。(%)	R 5(児・生)	9.8	6.1	4.7	15.7
	R 3(保護者)	9.4	12.1	8.6	11.3
	R 2(児・生)	6.3	6.9	6.2	7.3
サイトの利用やメッセージのやりとりで睡眠不足になったりしたことがある。(%)	R 5(児・生)	5.5	10.5	12.2	7.9
	R 3(保護者)	2.5	7.8	10.3	2.9
	R 2(児・生)	4.6	17.0	18.0	4.9

寝るために布団に入っても、携帯電話やインターネット機器が手放せない。(%)	R 5 (児・生)	5.4	8.7	9.9	9.2
	R 3 (保護者)	2.5	8.9	14.0	6.1
	R 2 (児・生)	2.7	7.9	11.3	5.1

資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。令和3年度については、保護者対象調査。令和4年度は調査なし。

※学校以外利用者数に対する割合

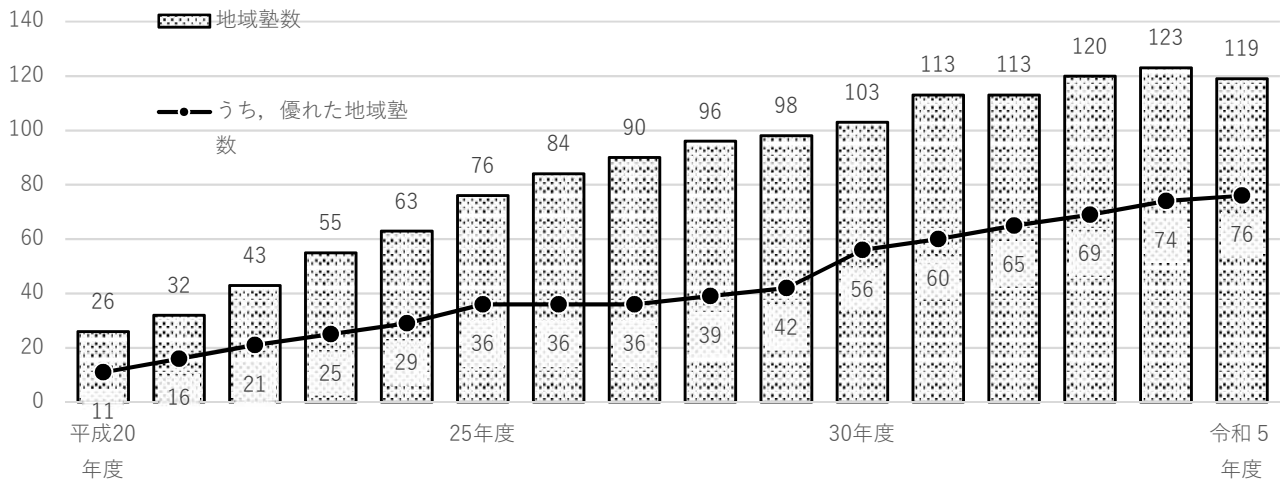
(6) かごしま地域塾

鹿児島の教育的風土や伝統を生かして、子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶかごしま地域塾は年々増加しており、2023（令和5）年度は119団体と、2008（平成20）年度（26団体）の約4.6倍となっています。

また、優れた地域塾は、2023（令和5）年度現在76団体となっています。

図表－106 「かごしま地域塾」数の推移

(団体)

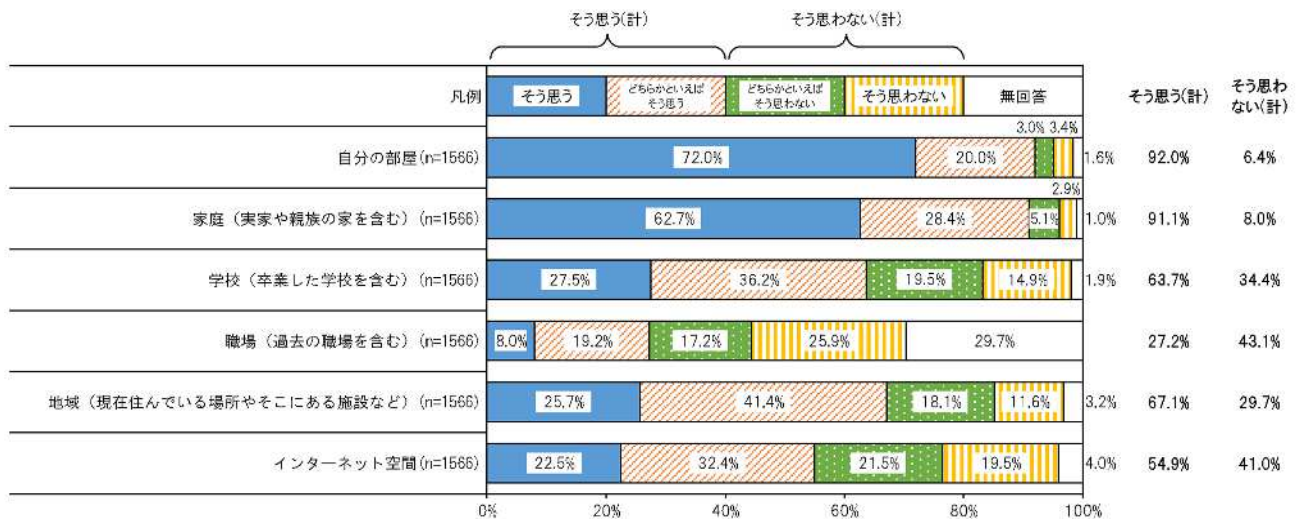


資料：県青少年男女共同参画課調べ

(7) 居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）

ほっとできる場所、居心地のよい場所として、「そう思う(計)」は、「自分の部屋」(92.0%)が最も高く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」(91.1%)、「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）」(67.1%)となっています。一方、「そう思わない(計)」は、「職場（過去の職場を含む）」(43.1%)が最も高く、次いで「インターネット空間」(41.0%)、「学校（卒業した学校を含む）」(34.4%)となっています。

図表- 107 居場所と思う場所



資料：県青少年男女共同参画課「子ども・若者に関する意識調査（令和3年度）」

(8) 医療的ケア児・者の状況

本県における医療的ケア児・者は、令和2年度の調査によると291人おり、必要としている医療的ケアは、吸引（回答数130人）、経管栄養（回答数130人）、ネブライザー（回答数91人）などとなっています。

図表- 108 必要としている医療的ケア

	人数	割合(%)
吸引（気管内、口腔、鼻腔内）	130	61.3%
経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	130	61.3%
ネブライザー	91	42.9%
気管内挿管、気管切開	66	31.1%
酸素吸入	63	29.7%
人工呼吸器管理	46	21.7%
定期導尿	27	12.7%
鼻咽頭エアウェイ	6	2.8%
血糖値測定・インスリン注射	6	2.8%
その他	5	2.4%
I V H（中心静脈栄養）	4	1.9%
膀胱ろう	4	1.9%
人工肛門	4	1.9%
非侵襲型人工呼吸器管理	3	1.4%
継続する透析（腹膜灌流を含む）	0	0.0%

資料：障害福祉課「医療的ケア児とその家族の生活実態調査報告書（令和2年度）」

※割合は、回答のあった医療的ケア児・者212名に占める割合